第６号様式（その２）記載要領

１　この申告書は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人（同項第１号又は第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業を併せて行う法人を含む。）が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。

２　この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に１通を提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）１通を添付すること。

３　※印の欄は記載しないこと。

４　「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

５　金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。

６　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

７　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の５イ、ニ又はホ（政令第６条の25第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

８　連結法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第６号様式別表１の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

９　道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑪」の欄までは記載しないこととし、「差引法人税割額⑫」の欄に第６号様式別表１の２の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

10　道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40％相当額）の合計額を記載すること。

11　道府県民税の「⑳のうち見込納付額㉑」の欄は、法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第１項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。